

## 一般社団法人室内環境学会賞論文賞規程

平 19 規程 1 号

平成 19 年 4 月 17 日 制定

平成 25 年 11 月 22 日 一部改正

### 1. 名 称

一般社団法人室内環境学会賞・論文賞

### 2. 審査対象

表彰の前事業年度に当学会誌に発表された原著論文の中より選ぶものとする。

### 3. 目 的

室内環境の分野での独創的研究、新規性に富む研究の創出、技術・学術・社会的観点から有用な研究を奨励することを目的とし、優秀な研究者を表彰する。

### 4. 受 賞

- (1) 受賞者は、毎年 2 件以内とする。
- (2) 受賞者は共著者全員とする。ただし、本学会の会員に限る。

### 5. 発 表

受賞者の業績概要、選考経緯、表彰の主旨を室内環境学会誌に発表するものとする。また、受賞者は室内環境学会総会・研究発表会にて受賞内容に関する特別講演を行う。

### 6. 表 彰

- (1) 賞は賞状とし、副賞を添えることができる。副賞の授与は、筆頭著者のみとする。ただし連名者から要請があれば、実費を負担することを条件に副賞を授与することができる。
- (2) 表彰は当学会総会において行う。
- (3) 表彰すべき適当な候補者のないときはその年の表彰は行わない。

### 7. 選考方法

- (1) 論文賞の選考は選考委員会で行う。
- (2) 理事長は選考委員及び選考委員長を正会員の中から指名する。
- (3) 選考委員会は、別に定める投票方式によって受賞者候補者を決定する。
- (4) 選考委員数は 10 名程度とし、任期は 2 ヶ年とする。
- (5) 選考委員会は厳正な選考を行い、選考報告書を理事長に報告する。
- (6) 理事長は評議員会に諮問の上、受賞者を決定する。
- (7) 論文の独創性・先駆性・発展性・社会的有用性・技術的有用性・学術的有用性・完成度を審査の基準とする。

附則（発効期日）本規程は平成 19 年 4 月 17 日より施行する。

改正附則（平成 25 年 11 月 22 日）

この改正は平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

以上